

(様式1)

運送業者への低公害車普及促進補助事業の事前着手承認申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事

様

住 所
申請者名

印

令和 年 月 日付で申請の運送業者への低公害車普及促進補助金にかかる事業について、運送事業者への低公害車普及促進補助金公募要領第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても、異議は申し立てません。

記

1 補助対象車両

2 使用の本拠地

3 車両本体価格

4 着手予定年月日

令和 年 月 日

5 完了予定年月日

令和 年 月 日

6 事前着手を必要とする理由

(様式2)

運送業者への低公害車普及促進補助事業の事前着手承認通知書

第 号
令和 年 月 日

(補助事業者名)

様

兵庫県知事 印

令和 年 月 日付けで提出のあった運送業者への低公害車普及促進補助事業の事前着手承認申請については、運送事業者への低公害車普及促進補助金公募要領第5条第3項の規定に基づき、下記の条件を附しこれを承認する。

記

- 1 補助事業費の割当決定がない場合には、事業費は全額事業主体側の負担とする。
- 2 補助金交付決定通知前において、天災地変等の事由によってすでに実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は補助事業者側の負担とする。
- 3 補助金交付決定通知の事業費の額がこの承認通知書による事業費の額に達しないときにおいても異議の申立てが出来ない。